⑵　証明者がマンション管理士の場合 「証明を行ったマンション管理士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第12条第49項第１号イに掲げる要件に該当することにつき証明を行ったマンション管理士について、「氏名」及び「登録番号」の欄には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第30条第１項の規定による登録に係る氏名及び登録番号を記載すること。	⑵　証明者がマンション管理士の場合 「証明を行ったマンション管理士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第12条第48項第１号イに掲げる要件に該当することにつき証明を行ったマンション管理士について、「氏名」及び「登録番号」の欄には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第30条第１項の規定による登録に係る氏名及び登録番号を記載すること。

（令和五年国土交通省告示第二百九十二号の一部改正）

第二条　令和五年国土交通省告示第二百九十二号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　地方税法施行令附則第十二条第四十九項第二号ロに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準は、地方税法施行規則附則第七条第十四項に規定する長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこととする。	一　地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号ロに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める基準は、地方税法施行規則附則第七条第十四項に規定する長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこととする。
二　地方税法施行規則附則第七条第十七項第四号ロに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の十八に規定する管理計画認定マンションが地方税法施行令附則第十二条第四十九項第二号ロに掲げる要件に該当することを、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第五号に規定するマンション管理士が別表の書式により証する書類又はその写しとする。	二　地方税法施行規則附則第七条第十七項第四号ロに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の十八に規定する管理計画認定マンションが地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号ロに掲げる要件に該当することを、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第五号に規定するマンション管理士が別表の書式により証する書類又はその写しとする。
別表 修繕積立金引上証明書 （略） 地方税法施行令附則第12条第49項第２号ロに掲げる要件に係る事項 （略） 上記のマンションが地方税法施行令附則第12条第49項第２号ロに掲げる要件に該当することを証明します。 （略） 備考 １～６　（略） ７　この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。 ⑴　証明者が建築士事務所に属する建築士の場合 「証明を行った建築士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第12条第49項第２号ロに掲げる要件に該当することにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。 ①～⑤　（略） ⑵　証明者がマンション管理士の場合 「証明を行ったマンション管理士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第12条第49項第２号ロに掲げる要件に該当することにつき証明を行ったマンション管理士について、「氏名」及び「登録番号」の欄には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第30条第１項の規定による登録に係る氏名及び登録番号を記載すること。	別表 修繕積立金引上証明書 （略） 地方税法施行令附則第12条第48項第２号ロに掲げる要件に係る事項 （略） 上記のマンションが地方税法施行令附則第12条第48項第２号ロに掲げる要件に該当することを証明します。 （略） 備考 １～６　（略） ７　この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。 ⑴　証明者が建築士事務所に属する建築士の場合 「証明を行った建築士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第12条第48項第２号ロに掲げる要件に該当することにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。 ①～⑤　（略） ⑵　証明者がマンション管理士の場合 「証明を行ったマンション管理士」の欄には、当該マンションが地方税法施行令附則第12条第48項第２号ロに掲げる要件に該当することにつき証明を行ったマンション管理士について、「氏名」及び「登録番号」の欄には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第30条第１項の規定による登録に係る氏名及び登録番号を記載すること。